

全国消団連の取り組みと 消費者スマイル基金の紹介

2022年10月20日

一般社団法人 全国消費者団体連絡会



一般社団法人全国消費者団体連絡会

- 1956年設立
- 1990年代～ 政策提言型運動（PL法、消費者契約法）
- 2000年代～ 消費者基本法、食品安全基本法、消費者団体訴訟制度等
- 2009年 消費者庁・消費者委員会設置
- 2013年4月 一般社団法人に移行
- 2017年7月 NPO法人消費者スマイル基金設立

「消費者の権利の実現とくらしの向上、消費者団体活動の活性化と消費者運動の発展に寄与すること」を目的として活動

2022年10月現在、48団体で構成

地域単位の消費者連絡組織	25
全国的消費者団体	14
消費者問題に関わる非営利組織	9

【会員団体一覧】

- NPO法人 消費者支援ネット北海道 (ホクネット)
- 岩手県消費者団体連絡協議会
- 福島県消費者ネットワーク
- 茨城県消費者団体連絡会
- 群馬県消費者団体連絡会
- 前橋市消費者団体連絡会
- 埼玉県消費者団体連絡会
- 消費者団体千葉県連絡会
- 東京消費者団体連絡センター
- 神奈川県消費者団体連絡会
- 長野県消費者団体連絡協議会
- 山梨県消費者団体連絡協議会
- 静岡県消費者団体連盟
- 愛知県消費者団体連絡会
- 消費者ネットワーク岐阜
- 富山県消費者団体連絡会
- NPO法人 消費者支援ネットワーク
いしかわ
- NPO法人 消費者ネット・しが
- NPO法人 コンシューマーズ京都 (京都消団連)
- 全大阪消費者団体連絡会
- 岡山県消費者団体連絡協議会
- 消費者ネットしまね
- 山口県消費者団体連絡協議会
- 愛媛県消費者団体連絡協議会
- 北九州市消費者団体連絡会
- 主婦連合会
- 新日本婦人の会
- 全国消費者協会連合会
- 公益社団法人 全国消費生活相談員協会
- 全国青年司法書士協議会
- 全国大学生生活協同組合連合会
- 全国労働者共済生活協同組合連合会 (こくみん共済coop)
- 日本司法書士会連合会
- 一般財団法人 日本消費者協会
- 公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会
- 日本消費生活専門相談員協議会 (JOCAS)
- 日本生活協同組合連合会
- 日本母親大会連絡会
- 労働者福祉中央協議会
- NPO法人 親子消費者教育サポートセンター
- 家庭栄養研究会
- NPO法人 コンシューマネット・ジャパン (CNJ)
- 一般社団法人 Consumer Rights Japan
- NPO法人 消費者ネットジャパン (じゃこネット)
- 情報通信消費者ネットワーク
- NPO法人 Safe Kids Japan
- 一般社団法人 日本消費生活問題研究所
- 一般社団法人 Food Communication Compass

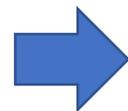
【全国消団連の活動】

* 消費者の暮らしに関わる様々なテーマ

・消費者政策分野

・食の安全・表示分野

・環境・エネルギー分野



国の審議会等への委員参加
パブリックコメント等の提出
学習会等の開催
法改正等に関するロビー活動

* 緩やかに繋がりながら、消費者の立場からの意見発信をすすめています

* また、消費者団体をはじめ専門家や行政などとのネットワークづくりや

国際消費者機構（CI）との連携をすすめ、学習活動、政策提言、立法運動
に取り組んでいます

* 機関誌「消費者ネットワーク」の発行

* **HP、Twitter、Facebook**による情報発信

【2021年度の取り組み】

- ・政府審議会等への参画 9省庁28会議
- ・意見・パブリックコメントの提出 16本
- ・学習会・セミナー・シンポジウムなどの開催 18回（参加延べ人数1573名）
- ・専門委員会（製品安全専門委員会、国際活動専門委員会）
- ・機関誌「消費者ネットワーク」発行 年9回

（取り組みの一例）

- ・ **消費者契約法・消費者裁判手続特例法の改正**
（学習会開催、意見書提出、議員要請、衆議院消費者特別委員会参考人招致対応）
- ・ **地方消費者行政の充実・強化への取り組み**
（都道府県アンケート調査、シンポジウム開催、意見書提出）
- ・ **第6次エネルギー基本計画策定に関して**（学習会を連続3回開催、意見書の提出）
- ・ **福島第一原発に伴うALPS処理水の取扱いについて**（経産省WGのヒアリング対応）
- ・ **食品添加物の不使用表示について**（消費者庁ガイドライン検討会委員参加）

【消費者志向経営推進組織における取り組み】

平成27年度（2015年）「消費者志向経営の取組促進に関する検討会」

前事務局長の河野康子が委員として参加

平成28年（2016年）消費者志向経営推進組織の発足

以降、運営会議の構成員として運営会議、推進セミナー、シンポジウム等に参加

消費者志向経営の推進に関する有識者検討会等
オブザーバー参加

『消費者と共創・協働して社会価値を向上させる経営』を概念とする消費者志向経営は、これからの持続可能な社会に向け大変重要であり、大きな課題と認識している。全国消団連としてもこの視点を大切に、取り組みを進めていきたい。

2022年10月20日第14回消費者志向経営に関する連絡会

認定NPO法人 消費者スマイル基金の活動について



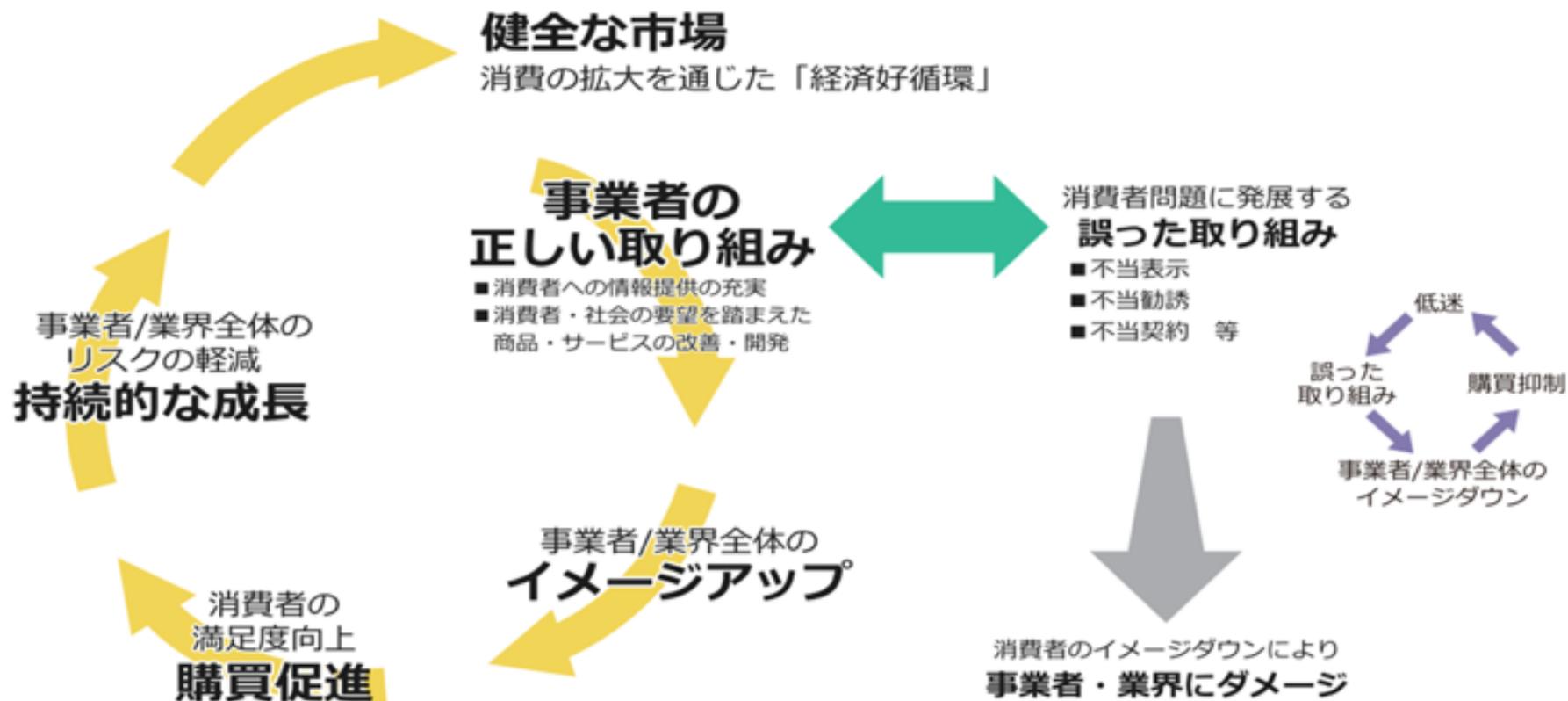
消費者スマイル基金について

- 公正な市場の構築による消費者被害のない社会を目指して、2017年4月に設立。同年6月にNPO法人化。2019年10月7日認定NPO法人（東京都認定）となりました。
- 消費者・事業者など基金の趣旨に賛同する皆様から寄せられた会費・寄付金をもとに、消費者被害の未然防止と被害回復に係る消費者団体の公益的活動に対する助成を行っています。



消費者スマイル基金がめざすこと

企業の真摯な取り組みが、市場健全化と持続的な成長につながります



消費者スマイル基金の事業のしくみ



02

2017年～2022年の消費者スマイル基金の活動実績

- 助成事業 約5年間で10回の助成 のべ50団体1270万円
- 設立～2021年度末寄付金総額 11,505,857円
- 助成対象の内訳
 - ・ 特定適格消費者団体の行う被害回復訴訟（共通義務確認訴訟） のべ4団体
 - ・ 裁判外で被害回復を実現した特定適格消費者団体の被害回復関係業務 のべ3団体
 - ・ 適格消費者団体の差止請求関係業務 のべ30団体
 - ・ 適格消費者団体の行なう裁判外での差止請求業務 4団体（2022年8月より）
 - ・ 消費者団体の行う、消費生活相談・情報提供業務 3団体
 - ・ 適格消費者団体を目指す団体の行う、不当行為是正等の申し入れ業務 のべ6団体
- 最近の傾向
 - ・ 消費者裁判手続特例法に基づく被害救済の実現
 - ・ 差止請求関係業務助成において、控訴審、上告審へ助成開始と裁判外業務への支援開始

消費者スマイル基金とSDGs



持続可能な開発目標(SDGs)の推進と消費者政策

2015年9月に国連の持続可能な開発サミットで採択された「持続可能な開発目標(SDGs)」は、経済・社会・環境をめぐる広範な課題について、全ての関係者の役割を重視し、「誰一人取り残さない」世界の実現を目指す国際目標です。

消費者庁は、この国際目標の達成に寄与するため、安全・安心で豊かに暮らすことができる社会を実現するという使命の下、消費者基本計画に基づき、様々な施策を推進しています。

消費者基本計画における主な施策					
①消費者の安全の確保	②表示の充実と信頼の確保	③適正な取引の実現	④消費者が主役となって選択・行動できる社会の形成	⑤消費者の被害救済、利益保護の枠組みの整備	⑥国や地方の消費者行政の体制整備
<p>事故の未然防止、発生時の拡大防止など消費者の安全の確保に向けて、消費者事故の情報収集・公表や消費者への注意喚起に取り組んでいます。</p>	<p>景品表示法の普及啓発・厳正な運用、食品表示による適正な情報提供・関係法令の厳正な運用などに取り組んでいます。</p>	<p>高齢化、情報化の進展など消費者を取り巻く環境の変化を踏まえ、取引の適正化に向けた対応を図っています。</p>	<p>エシカル消費の普及啓発を始め、ライフステージに応じた体系的な消費者教育の推進を図るとともに、食品ロスの削減、消費者志向経営の推進などに取り組んでいます。</p>	<p>消費者の被害救済のための体制の充実を図るとともに、高度情報通信社会やグローバル化の進展に対応した消費者利益の擁護・増進を図っています。</p>	<p>消費者庁が消費者行政の司令塔の役割を果たすとともに、どこに住んでいても質の高い相談を受けられる体制整備や高齢者等の見守りネットワークの構築に取り組んでいます。</p>
<p>〈関連するSDGs〉</p> 	<p>〈関連するSDGs〉</p> 	<p>〈関連するSDGs〉</p> 	<p>〈関連するSDGs〉</p> 	<p>〈関連するSDGs〉</p> 	<p>〈関連するSDGs〉</p> 



**消費者被害のない公正な市場構築
安全で安心してくらせる社会の実現
に向けて**

**消費者と事業者の協働・連携が大切です。
当基金へのご支援・ご協力をお願いします。**

